たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十六号

たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、同法附則第五十二条第二項及び第六項（これらの規定を同条第九項、第十一項及び第十三項において準用する場合を含む。）並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下「改正法」という。）附則第五十二条第二項に規定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申告者の住所又は居所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条及び附則第二項において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条及び附則第二項において同じ。）（個人番号を有しない個人にあっては、住所又は居所及び氏名）

二　貯蔵場所（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第九条第六項に規定する小売販売業者にあっては、同法第二十二条第一項に規定する営業所。以下この条において同じ。）の所在地及び名称

2　たばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号）第十一条第二項から第四項までの規定は、前項の申告書を提出する義務がある者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合について準用する。

3　改正法附則第五十二条第六項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該紙巻たばこ三級品（改正法第五条の規定による改正前のたばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）附則第二条に規定する第一種の製造たばこをいう。以下この条において同じ。）につき改正法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた者を通じて同条第二項の税務署長から交付を受けた手持品課税対象証明書（当該紙巻たばこ三級品が同条第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることを証明した書類をいう。）を添付し、これを同条第六項の税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所又は居所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあっては、住所又は居所及び氏名）

二　当該製造場の所在地及び名称

三　当該紙巻たばこ三級品を当該製造場に戻し、又は移送した者の住所又は居所及び氏名又は名称

四　当該紙巻たばこ三級品の数量

五　当該紙巻たばこ三級品につき改正法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた者の住所又は居所及び氏名又は名称並びにその適用を受けた時における当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所の所在地及び名称

六　その他参考となるべき事項

4　前項に規定する手持品課税対象証明書の交付を受けようとする改正法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所又は居所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあっては、住所又は居所及び氏名）

二　当該紙巻たばこ三級品につき改正法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた時における当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所の所在地及び名称

三　当該紙巻たばこ三級品の数量

四　当該紙巻たばこ三級品を製造たばこの製造場から移出した製造たばこ製造者（たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。）の住所又は居所及び氏名又は名称並びに当該紙巻たばこ三級品の戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地及び名称

五　その他参考となるべき事項

5　第三項の申請書の提出を受けた税務署長は、改正法附則第五十二条第六項の確認をしたときは、当該確認の内容を記載した書類により、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

6　改正法附則第五十二条第六項第一号に規定する政令で定めるものは、同項に規定する製造たばこ製造者がその製造場から移出した紙巻たばこ三級品のうち同条第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものでたばこ税法施行令第九条第一項各号に掲げる製造たばこに該当するものとする。

7　前各項の規定は、改正法附則第五十二条第八項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第一項中「附則第五十二条第二項」とあるのは「附則第五十二条第九項において準用する同条第二項」と、第三項中「附則第五十二条第六項」とあるのは「附則第五十二条第九項において準用する同条第六項」と、「附則第五十二条第一項」とあるのは「附則第五十二条第八項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第八項」と、「同条第一項」とあるのは「同条第九項において準用する同条第二項」と、「同条第六項」とあるのは「同条第八項」と、第四項中「附則第五十二条第一項」とあるのは「附則第五十二条第八項」と、第五項中「附則第五十二条第六項」とあるのは「附則第五十二条第九項において準用する同条第六項」と、前項中「附則第五十二条第六項第一号」とあるのは「附則第五十二条第九項において準用する同条第六項第一号」と、「同条第一項」とあるのは「同条第八項」と読み替えるものとする。

8　第一項から第六項までの規定は、改正法附則第五十二条第十項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第一項中「附則第五十二条第二項」とあるのは「附則第五十二条第十一項において準用する同条第二項」と、第三項中「附則第五十二条第六項」とあるのは「附則第五十二条第十一項において準用する同条第六項」と、「附則第五十二条第一項」とあるのは「附則第五十二条第十項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第十項」と、「同条第六項」とあるのは「同条第十一項において準用する同条第六項」と、第四項中「附則第五十二条第一項」とあるのは「附則第五十二条第十項」と、第五項中「附則第五十二条第六項」とあるのは「附則第五十二条第十一項において準用する同条第六項」と、第六項中「附則第五十二条第六項第一号」とあるのは「附則第五十二条第十一項において準用する同条第六項第一号」と、「同条第一項」とあるのは「同条第十項」と読み替えるものとする。

9　第一項から第六項までの規定は、改正法附則第五十二条第十二項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、第一項中「附則第五十二条第二項」とあるのは「附則第五十二条第十三項において準用する同条第二項」と、第三項中「附則第五十二条第六項」とあるのは「附則第五十二条第十三項において準用する同条第六項」と、「附則第五十二条第一項」とあるのは「附則第五十二条第十二項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第十三項において準用する同条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「同条第十二項」と、「同条第六項」とあるのは「同条第十三項において準用する同条第六項」と、第四項中「附則第五十二条第一項」とあるのは「附則第五十二条第十二項」と、第五項中「附則第五十二条第六項」とあるのは「附則第五十二条第十三項において準用する同条第六項」と、第六項中「附則第五十二条第六項第一号」とあるのは「附則第五十二条第十三項において準用する同条第六項第一号」と、「同条第一項」とあるのは「同条第十二項」と読み替えるものとする。